

報告第1号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日 提出

羽曳野市長 山入端 創

処分事項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
令和6年 1月15日	45,622円		令和5年11月14日午前10時頃、LICはびきの前停留所において、前の乗客に続いて公共施設循環福祉バスに乗車しようとする相手方に気付かず乗降用扉を閉めたことにより、相手方の右前腕が乗降用扉に挟まれ、相手方を負傷させたもの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を100%、相手方を0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
令和6年 1月19日	76,000円		令和5年10月30日午前10時頃、公共施設循環福祉バスが大阪はびきの医療センター前の道路を走行していたところ、前方右側の当該センターの敷地から対向車線の渋滞の車列のすき間を通り出てきた相手方車両と接触し、当該バスの右前方部及び相手方車両の左前方部が損傷したものの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を20%、相手方を80%とする。 (2) 本市の相手方に対する一切の損害賠償金の額を左記金額とし、相手方の本市に対する一切の損害賠償金の額を108,962円とする。 (3) 本市は、相手方に対しその余の請求権を放棄する。 (4) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。 (5) 本市及び相手方の損害賠償額を相殺し、相手方が本市に対し、32,962円を支払う。
令和6年 1月12日	43,626円		令和5年11月29日午前8時頃、羽曳野市東阪田426番地の3付近において、相手方車両が市道東阪田広瀬2号線を走行していた際、脱落していた防護柵の一部に相手方車両の右後輪のタイヤ及びホイールが接触し、損傷したものの。	(1) 本件事故の責任割合については、市を30%、相手方を70%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。